

令和4年6月17日	
資料提供	
担当課	子ども未来課
担当者	西川・川橋
電話（直通・内線）	073-441-2493(2494)

「和歌山県子供の貧困対策推進計画」の改定について

本県では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づき、平成29年3月に「和歌山県子供の貧困対策推進計画」を策定し、子供の貧困対策を総合的に推進してきました。前計画の終期が令和3年度末となっていることから、社会情勢の変化や平成30年度に実施した「和歌山県子供の生活実態調査」の結果などを踏まえ、前計画を改定しました。

1 計画の趣旨

全ての子供が心身ともに健やかに育成される環境の整備と教育の機会均等を図るため、取り組むべき施策の基本的な方向を示す。

2 計画の位置づけ

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく県計画とする。

3 計画の基本方針

貧困の世代間連鎖を断ち切り、県民一人一人が輝きをもって生きていける社会の実現を目指すとともに、和歌山県の将来を支える積極的な人材育成策として推進する。

4 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

※計画全文は、子ども未来課ホームページで公開しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040200/d00210611.html>